

下川町育苗施設の使用料及び下川町営サンル牧場利用料金の改正案を修正可決

◆下川町育苗施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

フルーツトマトの生産振興を図り、トマト生産農家の農業経営の安定に資することを目的に設置した育苗施設の使用料を改正するものです。

改正内容については、令和2年1月1日から育苗施設1棟当たりの使用料を月額10万8千円から月額33万円に改正するものです。

総務産業常任委員会の審査では、「班溪地区と育苗施設では料金はどうかの。育苗した場所で料金が異なるのは負担の公平を欠いている」の質問に対し、「班

溪地区では40円（税別）で、育苗施設は18円程度でプー

ルして農業者から負担を求める予定」、「施行が令和2年1月1日からとなつてい

るが負担を求めるなら新年度からとし周知期間など必要と考える。町の施設の利用料金の見直し方針に即しているのか」の質問に対し、

「理事者に了解を得て関係者に現行案で了解を得ている」などの説明がありました。委員からは「値上げには配慮が必要だ」、「段階的に改めるべきことを示すべきだった」等の意見が出されました。

本会議では、値上げの周知を図るため、「施行日を令和2年1月1日を令和2年7月1日に修正する」とした修正案を可決。修正議決した部分を除く原案についても可決しました。

◆下川町営サンル牧場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

畜産振興の基盤を確立し、農業経営の安定に寄与することを目的に開設したサンル牧場の利用料金を改正するものです。

改正内容については、令和2年4月1日から6月齢以上の牛1頭当たり利用料金を町内275円、町外341円に改正するものです。

総務産業常任委員会の審査では、「4月から料金改定される要因は」の質問に対し、「草地整備が令和2年度から一部完了する予定で、牧草の質と単収が向上することを考慮した」、「どのくらい草地更新されるか」の質問に対し、「全面積552ヘクタールで更新畑339ヘクタールの

うち55ヘクタールが改良更新される。採草はしていない」などの説明がありました。委員からは「4月から

は上げ幅の2分の1とす

べきで、令和3年から使用料を改正案の金額にする。一気に上げることには疑問がある」等の意見が出されました。

本会議では、町内利用者の受益者負担を考慮して段階的に実施すべきものと判断し、改正後の利用料金「6月齢以上」のうち、町内について条例施行日から1年間、値上げ額を2分の1程度（275円のところ245円）にするものとした修正案を可決。修正議決した部分を除く原案についても可決しました。

修正議決した部分を除く原案についても可決しました。



下川町営サンル牧場



下川町育苗施設